

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第28条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

【予防規則】

(火災に関する警報)

第19条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)に関し、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次に掲げるものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であつて、最小湿度が35パーセントを下り、最大風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速毎秒12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 管理者は、法第22条第3項の規定により発した火災警報を伝達するために、あらかじめ協定して必要な施設を利用するものとする。

【解釈及び運用】

1 本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、条例第28条に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中にあっては、本条が優先適用される。また、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。

なお、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則(20万円以下の罰金又は拘留)が適用される。

2 「火災に関する警報」とは、法第22条第3項の規定に基づき、管理者が発するものである。この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防上危険であるとして、気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から、知事を通じて通報があつたとき、又は管理者が気象の状況からみて火災予防上危険であると認めたときに発令される(同条第1項から第3項まで)、発令の条件については、本組合の場合、予防規則第19条に規定されている。

3 気象業務法に定めるところにより、都道府県の機関を通じて市町村に対し、気象官署から気象注意報等が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは法律上別のものである。

したがって、乾燥注意報、強風注意報が発せられた場合においても、法第22条第3項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。

- 4 法第23条は、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるが、本条は火災警報発令中において、屋内における裸火の使用から屋外における火入れ等に至るまで、多岐にわたっており、火災の出火源となり易い危険性のある火の使用を制限している。
- 5 第1号の「火入れ」とは、森林法第21条第1項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。
- 6 第2号の「煙火」は、がん具用煙火も含む。
- 7 第3号及び第4号の「屋外」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 8 第3号の「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- 9 第3号の「たき火」については、第26条の【解釈及び運用】2（1）を参照のこと。
- 10 第5号の「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。